

特集

【ラオス民法典成立】

日ラオス法司法分野協力関係20周年 及びラオス民法典成立記念式典・講演

JICA長期派遣専門家

伊藤 淳

1 はじめに

2019年2月19日及び20日、ラオス人民民主共和国首都ビエンチャンにおいて、独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）及びラオス側司法関係機関（司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院、ラオス国立大学）の共催により、日ラオス法司法分野協力関係20周年及びラオス民法典成立記念式典（以下「記念式典」という。）及び同講演（以下「記念講演」という。）が開催された。

JICAプロジェクト長期派遣専門家（チーフアドバイザー）である当職¹は、主催者側の一人として、ラオス現地において、日本側及びラオス側関係機関と連携を取りながら、記念式典及び記念講演の運営に携わる機会を得たので、本稿では記念式典及び記念講演の概要を紹介したい。

なお、本稿の意見にわたる部分はいずれも当職の私見であり、所属機関（法務省）やJICAの公式見解ではない。

2 記念式典及び記念講演実施の背景

記念式典及び記念講演は、日ラオス法司法分野協力関係20周年及びその成果の一つであるラオス初の民法典成立²を記念して開催されたものである。そこで、まず、記念式典及び記念講演の概要を紹介する前に、背景事情として、日本とラオスの法司法分野20年の歴史について簡単に紹介したい。

ラオスは、1986年に新思考（チンタナカーン・マイ）政策を導入し、経済面では新経済メカニズムを導入し、市場経済化を促進するための法整備を進めた。ラオスは、当初、ベトナム、ソビエト、東ドイツ、アメリカ、オーストラリア、世界銀行（WB）、国際通貨基金（IMF）、UNDPなどの日本以外の国やドナーの支援を受けて法整備を進めていたところ、1996年に当時のラオス司法省大臣が訪日したことをきっかけに、ラオス政府から日本政府に対する法制度整備支援の要請がなされ、1998年にJICAによる技術協力としてラオスに対する法整備支援が開始された。

¹ 2006年検事任官。2016年4月に法務省法務総合研究所教官となり、2017年7月に長期派遣専門家としてラオスに赴任。2018年4月より現職。

² 2018年12月6日にラオス国民議会で承認され成立した。ラオス民法典は、2019年5月又は6月頃に官報で公布される予定で、同公布後1年後に発効となる（本稿執筆時は2019年4月末）。

日本の支援は、開始当初はラオスの司法関係者を日本に招いての研修や日本の司法関係者がラオスに短期で出張してセミナーを開催する短期的な形での支援が中心だったが、2003年にJICAによる「法整備支援プロジェクト」が開始された後、専門家がビエンチャンに駐在しラオスの司法関係者と協議しながら民法教科書、民事判決書マニュアル、検察官マニュアルなどを作成し、その普及を行うような長期的な形での支援を行うようになった。同プロジェクトは2008年に終了したものの、法務省と名古屋大学がラオス司法関係者と協力して調査研究を行うなどの活動を続けた後、JICAが、上記調査結果等を踏まえて、2010年7月、司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院及びラオス国立大学をカウンターパート機関とし、法学教育分野の教材、法司法分野の執務参考資料等の作成を通じたラオス法司法界の人材育成を目的とした「法律人材育成強化プロジェクト・フェーズ1」（以下「フェーズ1」という。）³を開始し、同プロジェクト終了後の2014年7月からは「法律人材育成強化プロジェクト・フェーズ2」（以下「フェーズ2」という。）⁴を、同プロジェクト終了後の2018年7月からは「法の支配発展促進プロジェクト」（以下「本プロジェクト」という。）⁵をそれぞれ開始し、現在も実施中である。そして、これら3つのプロジェクト実施期間中、検事や弁護士出身の長期専門家がビエンチャンに駐在し、ラオスの司法関係者と日々協議をして活動を進めている。

また、記念式典及び記念講演の中心テーマとなる民法に関する日本の支援は、2000年代初頭より将来的な法典の起草を見据え、その人材を育成するため、ラオス民法理論の研究⁶のための教科書等の作成支援を開始した。その後、ラオス政府が、これらの研究成果を踏まえて、2012年6月より民法典起草作業を開始することを決め、日本は、JICAプロジェクトを通じて、法務省、日本弁護士連合会、大学等の関係機関の協力を得ながら⁷、この起草作業を全面的に支援することとなったものである。

このように1998年から続いてきた日ラオスの法司法分野の協力関係、さらには、2012年6月に開始した民法典起草支援の一つの成果として、2018年12月6日、ラオス民法典が国民議会の承認を得て成立したことを契機に、日ラオスの法司法分野の協力関係20周年及びラオス初の民法典成立を記念し、今後の日ラオスの協力関係の継続及び更なる発展及び民法典の普及などを目的として、記念式典及び記念講演が開催されたもの

³ フェーズ1の概要は、本誌44号「特集：ラオス法整備支援プロジェクト開始」を参照されたい。

⁴ フェーズ2の概要は、本誌61号「ラオス法律人材育成強化プロジェクトフェーズ2が開始！—基礎能力向上から実務能力向上へ—」を参照されたい。

⁵ 本プロジェクトの概要は、本誌76号「ラオス「法の支配発展促進プロジェクト」が開始！～中核人材の育成からより多くの人材の育成へ～」を参照されたい。

⁶ ラオスでは、民法典起草に取り組む前にも、実質的意味の民法が、所有権法、契約内外債務法、家族法、相続法等個別制定法の形式で存在していたが、個々の法令間に矛盾や重複などが存在していた。日本は、JICAプロジェクトを通じるなどしてラオス民法に関する基礎的研究を行いながら、その結果を「事例問題集」や「モデルハンドブック」といった教材にまとめる活動を行っていた。

⁷ 日本側は、ラオス側からの民法典起草支援要請に対し、大学教授及び実務家による民法典起草国内支援委員会（AG）を設置することで学問的実務的観点から支援をすると共に、弁護士出身の長期専門家がビエンチャンに駐在して民法典起草サブワーキンググループ（SWG）の起草作業に対する技術支援を行ってきた。

である。

3 感謝状贈呈及び関係機関表敬

ラオス側は、記念式典等のために日本側関係機関から多数の関係者がラオスを訪問することから、記念式典に先立ち、2019年2月19日午前、ラオス最高人民検察院において「日ラオス法司法分野協力関係20周年に対する感謝状贈呈式」⁸を実施した。同式には、日本側から、法務省を代表して大場所長らが、日本弁護士連合会を代表して亀田紳一郎副会長（以下「亀田副会長」という。）が、JICAを代表して米山芳春JICAラオス事務所長（以下「米山所長」という。）らが、財団法人国際民商事法センター（以下「ICCLC」という。）を代表して戸上浩一事務局次長（以下「戸上次長」という。）が出席し、ラオス側からもサイサナ・コートブートン最高人民検察院副長官（以下「サイサナ副長官」という。）、ブンサワット・ブッパー司法省副大臣（以下「ブンサワット副大臣」という。）、プット・シムマラウォンラオス国立大学副学長（以下「プット副学長」という。）らが出席され、引原毅在ラオス日本国特命全権大使立ち合いの下、ラオス側から、法務省、JICA、日本弁護士連合会、ICCLCに対する感謝状⁹がそれぞれ授与された。

また、日本側は、その後、最高人民検察院から司法省に場所を移して、サイシー・サントイボン司法大臣（以下「サイシー大臣」）を表敬訪問し、その後、国民議会において、サイトーン・ケオドンディ国民議会法務委員長（以下「サイトーン委員長」という。）を表敬訪問した。



【感謝状贈呈式】

⁸ 贈呈式では、その他、ラオス側を代表して、サイサナ副長官から日本側に対する20年間の協力関係に対する謝意が伝えられ、日本側からも大場所長法務総合研究所長（以下「大場所長」という。）がこれに応じた。なお、ブンクワン・タヴィサック最高人民裁判所副長官は所用により贈呈式を欠席された。

⁹ ラオス側を代表して、最高人民検察院カムサーン・スヴォン長官名の感謝状が贈呈された。

4 記念式典¹⁰

午前中の感謝状授与式及び表敬訪問に引き続き、2019年2月19日午後2時より、日本とラオスの法司法分野協力関係20周年と、ラオス史上初の民法典の成立を祝う式典が、ビエンチャンの国際協力研修センター（International Cooperation Training Center）で開催された。

ラオス側からは、サイシー司法大臣、ブンサワット副大臣、ケート・ケティサック元司法省副大臣（以下「ケート元副大臣」という。）のほか国民議会、政府機関、最高人民裁判所、最高人民検察院等から約300名が出席し、日本側からは、松尾弘慶應義塾大学大学院法務研究科教授（以下「松尾教授」という。）を始めとするラオス民法典起草に関与された大学教授（民法典起草国内支援委員会の先生方）、引原大使、大場所長、前田秀JICA理事（以下「前田理事」という。）、米山所長、亀田副会長、戸上次長ら約30名が出席し、その他、UN Resident Coordinator の Ms.Kaarina Immonen（United Nation Development Plan）を始めとするLuxembourg Development Cooperation Agency(Lux DEV)、The Asia Foundation(TAF)、Agence Francaise de Developpment (AFD)等の国際機関、各国大使館の専門家や職員多数名が出席した。

記念式典では多数の方がご挨拶をされたため、そのすべてを本稿で紹介することができず、一部のご挨拶を紹介することでご容赦いただきたいが、サイシー司法大臣は、開会挨拶の中で、ラオスにおける法の支配の発展に係る日本の貢献に対し謝辞を述べると共に、ラオス法司法界の今後の課題である民法典の普及、刑事・民事判決の改善、法学教育や国立司法研修所における法曹養成研修の改善に対する日本の支援¹¹に対する期待を述べられ、日本側からも、引原大使が、開会挨拶の中で、ラオスの民法典は「ラオス人の、ラオス人による、ラオス人のための民法典」であり、その普及に向けてJICAの技術協力プロジェクトを通じるなどして協力していくつもりである旨述べられ、さらに、大場所長が、開会挨拶の中で、山下貴司法務大臣挨拶の代読として、オーナーシップを尊重する日本の法整備支援の成果として成立したラオス民法典がラオス社会に根付くことを期待するとともに、法務省が取り組む「司法外交」の一つである法制度整備支援をさらに充実させ、2018年12月に締結されたラオス国立司法研修所と日本国法務省法務総合研究所間の協力覚書(MOC)を活用するなどして成立した民法典の円滑な施行に協力するつもりである旨述べられた。

¹⁰ 式次第及び主な出席者は、別添1-1の Invitation letter 及び別添1-2の Press release を参照されたい。

¹¹ 本プロジェクトには、民事法SWG、刑事法SWG、教育研修改善SWGが設置され、それぞれのグループが、民法典の理論研究や普及、刑事・民事の事実認定の研究及びトレーニング方法の確立（判決書の改善）、刑事法理論の研究さらには、法学教育、法曹養成カリキュラムや教授方法の改善を目指した活動を行っている。

その後、松尾教授及びケート元副大臣による基調講演が行われ¹²、さらに、松尾教授がモデレーターとなり、民法典起草支援委員の野澤正充立教大学教授（以下「野澤教授」という。）、森永太郎法務省法務総合研究所国際協力部部長、民法典起草委員会のリーダーでもあるナロンリット・ノーラシン司法省法律審査局長（以下「ナロンリット局長」という。）、民法典起草委員会のカンペット・ソムヴォラチット最高人民検察院国際協力計画局副局長による日ラオス法司法分野20年の振り返り及び今後の展望をテーマとしたパネルディスカッションが行われた。

さらに、記念式典はラオス民法典普及活動の一環であるところ、民法典の内容を紹介する「民法典の歌」や「アニメーション」も披露された。今後、この民法典の歌やアニメーションは、ラオス市民社会への民法典の浸透のために、活用される予定であるが、既にラオス国内において、ソーシャルメディアを通じるなどしてラオス一般社会にも少しずつ認知されているようである。

そして、最後に、ラオス側がブンサワット副大臣、日本側が前田理事による閉会挨拶が行われ¹³、記念式典は盛会に終了した。



【記念式典の状況】

¹² 松尾教授は、「ラオス民法典は、パブリックヒアリングや国会審議のプロセスに多くの時間をかけ、多くの人たちの意見を吸い上げて起草したもので、比較法的に見て極めて民主的な民法典であると同時に国民の民主主義教育の真の学校であり、このような民法典を成立させたラオス法司法分野の今後について、民法典の普及、国際社会への発信、次回民法典改正への準備を進めることを期待したい旨述べられ、ケート元副大臣は、民法典の起草は、すでに存在する法律を改訂し、現在の経済社会状況と一致し、国や党の方針に合致し、統一かつ明確、そして網羅的な法典をつくることを目標にしてきた、これによって法の間隙を改善し、法の運用において、統一な理解が進み、より透明かつ公正になる。」旨述べられた。

¹³ ブンサワット副大臣は、「記念式典を通じ、両国が友好的な関係の中で築いてきた20年間の学びと経験が、日本とラオス両国のすべての分野における協力関係を更に強固にし、ラオス国民と日本国民の間の友好の花をより大きく咲かせることにつながると自信をもっており、ラオス政府、そしてラオス国民すべて、これまでの日本の支援、協力が多大な成果をあげ、実を結んでいることを高く評価している。」旨挨拶され、前田理事は、「JICAの支援の成果としてラオス民法典が成立したことを非常に誇らしく思うと同時に、今後について、①SDGsの理念及びゴール16との関係で、成立したラオス民法典によりラオスがその恩恵を受けられるように十分な普及活動を行うこと、②ラオス民法典起草の過程で蓄積された法令間の矛盾を回避しながら多数の条文を法典化した知見を法制執務のルールという形で体系化してラオス国内で共有化するだけでなく他国でも活かすことができるようにすること、③時代に合わせたさらなる改訂を期待したい。」旨挨拶された。

5 ラオス国立大学における記念講演¹⁴

記念式典の翌日2月20日（水）午前には、ラオス民法典の大学生への普及を目的として、ラオス国立大学で民法典成立記念講演が開催された。

記念講演には、ラオス国立大学法政治学部を含む同大学内の13の学部から教員、学生約500名が参加し、参加者には民法典の冊子が配られた。日本側からは、記念式典に引き続き、大場所長、松尾教授らが参加した。

記念講演では、所用により欠席されたプット副学長の代わりにオードム副学長が議長となって開会挨拶を行い、その後、ラオス側から、ナロンリット局長による民法典概要説明が行われ、日本側からも、野澤教授による民法典編纂の意義と課題と題する基調講演が行われた。そして、基調講演後は、松尾教授がモデレーターとなり、ナロンリット局長、ヴィサイ・シーハーパンヤラオス国立大学法政治学部民事法学科長、民法典起草支援委員会の南方暁創価大学教授による民法典をいかにして学び教えるか、民法典研究における大学の役割等をテーマにしたパネルディスカッションが行われ、その後、米山所長による閉会の挨拶により記念講演式典を終了した。



【ラオス国立大学における記念講演の状況】

6 国立司法研修所における記念講演¹⁵

一連のイベントの締めくくりとして、2月20日（水）午後、ラオス国立大学から約10キロメートル離れた場所にある国立司法研修所（National Institute of Justice, NIJ）において、NIJの教員や学生¹⁶に対する民法典の普及を目的に、民法典成立記念講演が開催された。

記念講演には、ラオス側からは、NIJ教員、学生、民法典起草メンバー等約250名

¹⁴ 記念講演の式次第、主催者後援者の詳細は別添2のアジェンダのとおり。

¹⁵ 記念講演の式次第、主催者後援者の詳細は別添3のアジェンダのとおり。

¹⁶ NIJでは司法修習も実施されているが、記念講演当日は、司法修習生が地方での実務修習中で不在であったため、NIJの法科大学生が集まった。なお、NIJにおける司法修習の概要は本誌72号「ラオスの法曹養成制度改革」を参照されたい。

が参加し、参加者には民法典の冊子が配られた。日本側から、ラオス国立大学における記念講演に引き続き、大場所長や松尾教授らが出席した。

記念講演では、ブンター・ソーパーパムミサイN I J所長が議長となり、開会の挨拶を行われ、その後、ソムサック中部高等人民裁判所所長による民法典概要、原則、現行法との相違と題する基調講演が行われ、日本側から、民法典起草支援委員会の山田八千子中央大学教授による法律専門職における民法典の重要性と題する基調講演が行われた。そして基調講演後は、伊藤浩之法務省法務総合研究所国際協力部副部長がモデレーターとなり、ソムサック・タイブンラック中部高等人民裁判所所長、ドゥアンマニー・ラオマオ司法省経済紛争解決センター長、民法典起草支援委員会の大川謙蔵摂南大学講師による将来法律専門家になる学生にとっての民法典の重要性について事例説明を交えたパネルディスカッション及び学生との質疑応答が行われた。そして最後に大場所長による閉会の挨拶が行われ、記念講演を終了した。



【国立司法研修所における記念講演の状況】

7 終わりに¹⁷

以上、概要ではあるが、日ラオス法司法分野協力関係20周年記念及びラオス民法典成立記念式典について紹介させていただいた。

日ラオスの法司法分野の協力関係は、開始当初より、ラオスの歴史、文化を尊重し、ラオスの社会に根付く法律や制度の構築、これらの法律や制度を適切に運用できる法律人材育成を目指して実施されており、20年前も現在も変わらない。そして、これまでの日ラオスの協力関係の歴史が雄弁に物語る通り、社会に根付く法律や制度の構築、これらを運用できる有為な法律人材の育成には非常に時間がかかる。もっとも、ゆっくりであるもののラオスの法司法分野は確実に進歩している。

記念式典や記念講演の際、日本側ラオス側関係者が口をそろえて、「20周年は通過点

¹⁷ 本稿でご紹介した各イベントの概要、イベントの際に披露した「民法典の歌」、「民法典のアニメ」などは、以下の本プロジェクトのフェイスブックでも紹介されているので参照されたい (<https://www.facebook.com/jica.legal.laos/>)

であり、今後が重要である。」旨述べていた。この点はブンサワット副大臣も記念式典における閉会の挨拶で言及していたが、今回の記念式典及び記念講演を通じて、当職を含む日本側ラオス側関係者が改めてそれを認識したと考える。

上記点を再認識できたという意味でも記念式典及び記念講演は非常に有意義なものであり、この場を借りて、ご協力をいただいた関係各機関の皆様に御礼申し上げます。そして、当職は、ラオスと日本の法司法分野の協力関係の今後を担うものの一人として、重責ではあるものの全力でその責任の一端を果たしたいと考えている。